

2. 風力発電における鳥類のセンシティブティマップ

（環境省のホームページより抜粋）

[日中の渡りルート]

[夜間の渡りルート]

渡りルート データ収集

渡りルート データ収集

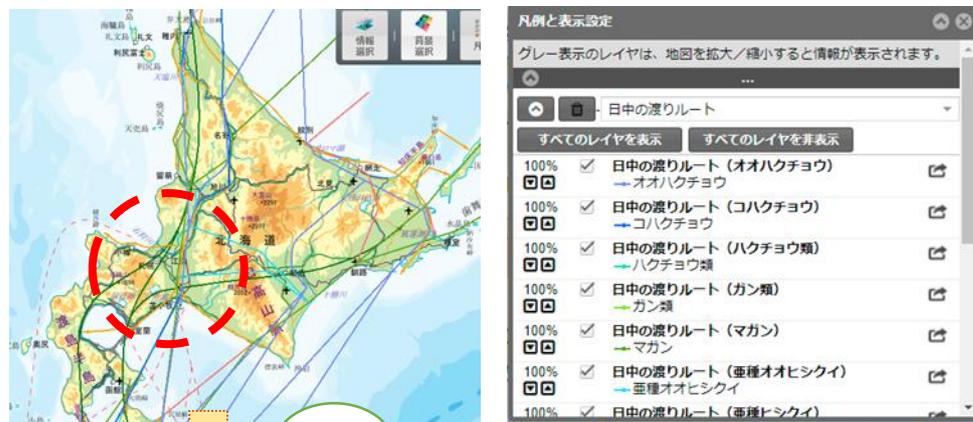
- 文献調査及びヒアリング調査
- 対象：猛禽類、ガン類、ハクチョウ類等
- 日中の渡りルート調査は、文献と専門家へのヒアリング調査により実施
 - 環境省（2015）平成26年度風力発電施設に係る渡り鳥・海ワシ類の情報整備委託業務
 - 環境省（2014）平成25年度風力発電施設に係る渡り鳥・海ワシ類の情報整備委託業務
 - 環境省（2009）平成21年度渡り集結地衝突影響分析業務
 - 環境省渡り鳥関連情報
- 日中の渡りルートは、種は限定されるものの、比較的明確なルートが存在すると考えられた。

- 現地調査（レーダー調査）
- 対象：夜間に渡る鳥類
- 現地調査は北海道～九州までの140カ所を実施
- 春の渡りルートと秋の渡りルートに分けて作成
- 夜間の渡りは日本各地でみられ、数多くのルートが存在すると考えられた。

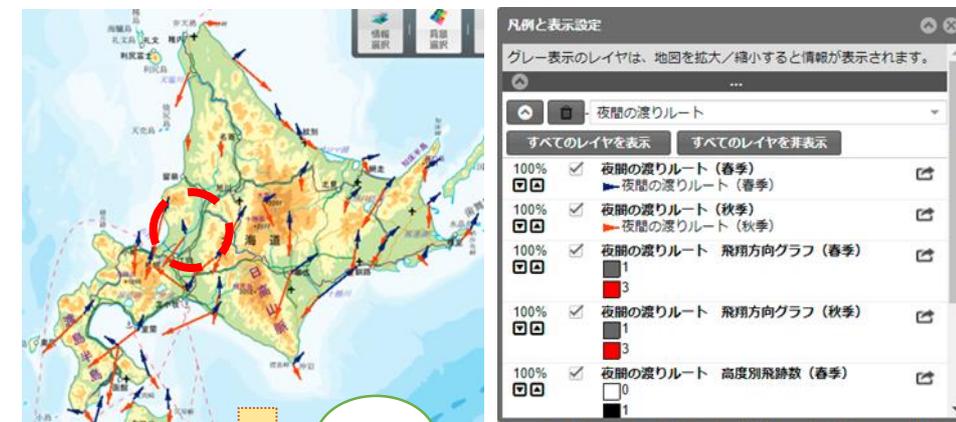
2. 風力発電における鳥類のセンシビリティマップ

（環境省のホームページより抜粋）

[日中の渡りルート]



[夜間の渡りルート]

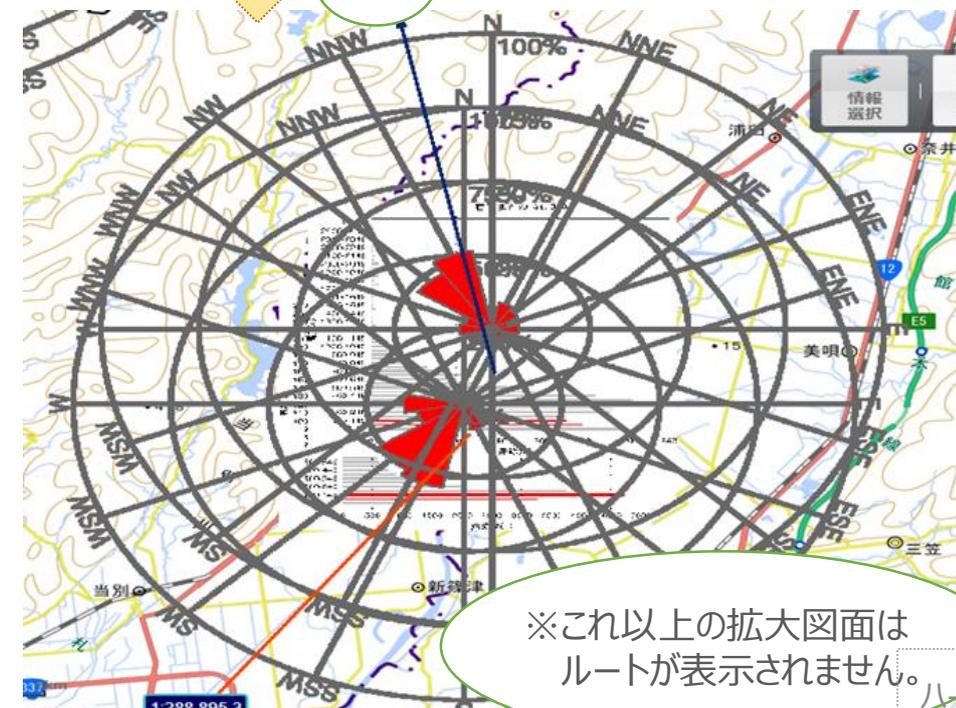


拡大



※これ以上の拡大図面はルートが表示されません。

拡大



※これ以上の拡大図面はルートが表示されません。

3. 文化財

（文化庁のホームページより抜粋）

概要

文化財とは、日本の長い歴史の中で生まれ、はぐくまれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な国民的財産のことです。国では、文化財保護法に基づき重要なものを国宝、重要文化財、史跡、名勝、天然記念物等として指定、選定、登録し、現状変更や輸出などについて一定の制限を課す一方、保存修理や防災施設の設置、史跡等の公有化等に対し補助を行うことにより、文化財の保存を図っています。

また、文化財の公開施設の整備に対し補助を行ったり、展覧会などによる文化財の鑑賞機会の拡大を図ったりするなど文化財の活用のための措置も講じています。

さらに、日本を代表する文化遺産の中から顕著な普遍的価値を有するものをユネスコに推薦し、世界文化遺産への登録を推進しています。

文化財おける現状変更等の制限及び環境保全

- ・ **重要文化財に関しその現状を変更し**、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の**許可を受けなければならない**。（文化財保護法第43条第1項）
- ・ 重要文化財は、輸出してはならない。（文化財保護法第44条）
- ・ 文化庁長官は、**重要文化財の保存のため必要があると認めるときは**、**地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止**し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。（文化財保護法第45条第1項）
- ・ **史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し**、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の**許可を受けなければならない**。（文化財保護法第125条第1項）
- ・ 文化庁長官は、**史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは**、**地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止**し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。（文化財保護法第128条第1項）

3. 文化財（記念物）

（文化庁のホームページより抜粋）

概要

記念物とは、以下の文化財の総称のことです。

- ・ 貝塚、古墳、都城跡、城跡旧宅等の遺跡で我が国にとって歴史上または学術上価値の高いもの
- ・ 庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳等の名勝地で我が国にとって芸術上または鑑賞上価値の高いもの
- ・ 動物、植物及び地質鉱物で我が国にとって学術上価値の高いもの

国は、これらの記念物のうち重要なものをこの種類に従って、「史跡」、「名勝」、「天然記念物」に指定し、これらの保護を図っています。

そのうち特に重要なものについては、それぞれ「特別史跡」、「特別名勝」、「特別天然記念物」に指定しています。

史跡等に指定されたものについては、現状を変更し、あるいはその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合、文化財保護法により、文化庁長官の許可を要することとされています。

規制により財産権につき一定限度を超える損失を生じた場合には補償を要することとされていますが、通例、地方公共団体が国庫補助を受けてその土地等を買収することにより実質的な補償に配慮しています。

文化財における現状変更等の制限及び環境保全

- ・ **史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。**（文化財保護法第125条第1項）
- ・ 文化庁長官は、**史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。**（文化財保護法第128条第1項）

3. 文化財（史跡名勝天然記念物）

（文化庁のホームページより抜粋）

史跡

史跡とは、「貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅、その他の遺跡で、我が国にとって歴史上または学術上価値の高いもの」のうち重要なもののことです。

極彩色の壁画で古代史ブームを巻き起こした高松塚古墳（奈良県明日香村）、邪馬台国論争に再び火をつけた吉野ヶ里遺跡（佐賀県吉野ヶ里町）などは特別史跡に指定されています。

名勝

名勝とは、「庭園、橋きょうりょう梁、峡谷、海浜、山岳その他名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの」のうち、重要なもののことです。

主として人間の作意と技術によって造られた人文的なものと、主として天然の営為や素材によって生じてきた自然的なものに大別されます。

日本に暮らす人々がそれぞれの土地に紡いできた思いを、名所や風景、庭園に継いでいくのが名勝です。

天然記念物

天然記念物とは、動物、植物及び地質鉱物で我が国にとって学術上価値の高いもの」のうち、重要なもののことです。

天然記念物は、日本列島の成り立ちを示す地質現象や、過去の生物の姿を知ることのできる化石、日本列島の生物地理学的な特性を示す固有種等の動植物などで、日本列島がたどってきた「自然史」としての意義を持っています。

さらに、人がかかわり、作り上げた自然、すなわち巨樹、ホテルなど日本人の自然観の形成に寄与したものや、並木、家畜・家禽など、人がかかわって作り上げたものなどで、私たちと自然との親密さを物語る「文化史」としての意義も持っています。

3. 国指定の文化財

[国指定の文化財一覧（文化庁HP）]

名称	文化財種類	種別	都道府県
旧旭川銀行社	国宝・重要文化財(建造物)	重要文化財 近代/文化施設	北海道 地図表示
遺愛学院(旧遺愛女学校)	国宝・重要文化財(建造物)	重要文化財 近代/学校	北海道 地図表示
大谷派本願寺函館別院	国宝・重要文化財(建造物)	重要文化財 近代/宗教	北海道 地図表示
旧網走監獄	国宝・重要文化財(建造物)	重要文化財 近代/官公庁舎	北海道 地図表示
旧網走刑務所二見ヶ岡刑務支所(二見ヶ岡農場)	国宝・重要文化財(建造物)	重要文化財 近代/官公庁舎	北海道 地図表示

(以下省略)



【有形文化財】

- 国宝(建造物) ● 重要文化財(建造物) ■ 登録有形文化財(建造物)
- ▲ 国宝(美術工芸品)・重要文化財(美術工芸品)・登録有形文化財(美術工芸品)

(文化庁、北海道及び文化遺産オンラインのホームページより抜粋)

[国指定の文化財一覧（北海道HP）]

市町村名	分類	種別	名称	指定年月日	備考(所蔵先)
石狩管内					
石狩市	国指定	史跡	庄内藩ハママシケ陣屋跡	S63.05.17	
石狩市	国指定	名勝	プリカノカ 黄金山(ピソネタイシ)	H21.07.23	
恵庭市	国指定	史跡	カリンバ遺跡	H17.03.02	
恵庭市	国指定	重要文化財	北海道庁旧本庁舎(以下省略)	H18.06.09	



作品概要

庄内藩ハママシケ陣屋跡
しょうないはんはまましけじんやあと
史跡 / 北海道

北海道
浜益郡浜益村
指定年月日:19880517
管理団体名:
史跡名勝天然記念物

おすすめ検索

庄内藩ハママシケ陣屋跡をもっと見る
国指定文化財等データベース(文化庁)をもっと見る

キーワード
蝦夷 / 藩 / 警備 / 安政

関連リンク

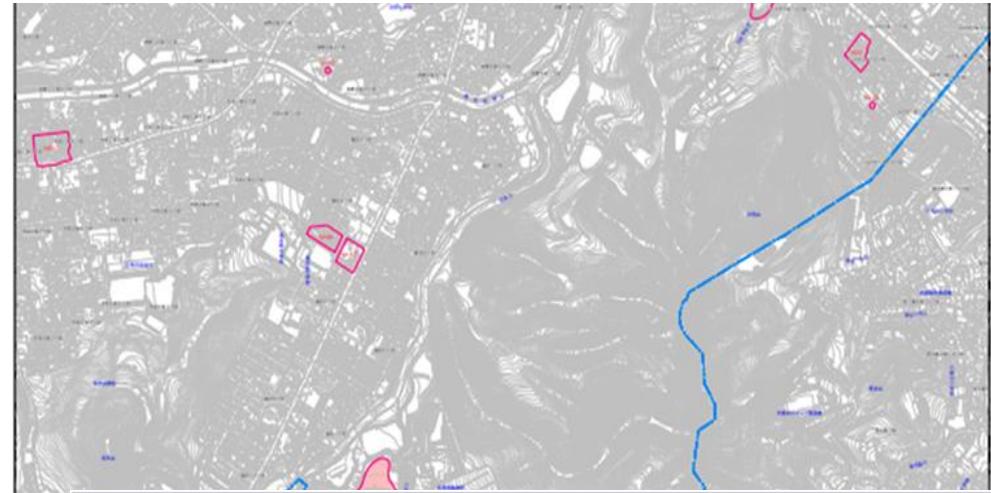
3. 道指定の文化財

（北海道、文化遺産オンライン、環境省及び市町村のホームページより抜粋）

[道指定の文化財一覧（北海道HP）]

市町村名	種別	名称	指定年月日	備考
渡島管内				
函館市	史跡	古武井熔鋳炉跡	S42.3.17	旧恵山町
函館市	史跡	女那川煉瓦製造所跡	S42.3.17	旧恵山町
函館市	史跡	恵山貝塚	S42.3.17	旧恵山町
福島町	有形文化財	宮歌村文書	H16.9.22	
北斗市	史跡	開拓中三角測量一本木基点	H16.9.2	
北斗市	有形文化財	 (以下省略)	2	

[北海道指定の文化財一覧（市町村HP）]



[国土交通省「国土数値情報（都道府県指定文化財）平成26年」をもとに加工（EADAS）]



区分	名称	指定年月日
有形文化財（建造物）	旧金森洋物店	昭和38年7月26日
有形文化財（建造物）	旧函館博物館1号	昭和38年7月26日
有形文化財（建造物）	旧函館博物館2号	昭和38年7月26日
有形文化財（建造物）	旧北海道庁函館支庁庁舎	昭和60年3月30日
有形文化財（建造物）	旧開拓使函館支 (以下省略)	昭和60年3月30日
有形文化財（絵画）	恵山列像粉本	昭和34年2月24日

名称	旧金森洋物店	
指定年月日	昭和38年7月26日	
所在地	函館市末広町104	
構造・形状等	煉瓦造2階建、桁行14.12m、梁間11.07m 寄棟、妻入り、棧瓦葺	
説明	明治12(1879)年の大火で経営する洋物店の本・支店が被災した初代渡辺熊四郎により、開拓使の不燃質家屋奨励に応じて、明治13年に建築された洋風の不燃質店舗です。明治40(1907)年の大火にも遭いましたが、焼失を免れています。	
備考		